

凡 例

1 収録機関等

北海道に所在する国の行政機関：地方支分部局、施設等機関その他の機関（以下「施設等機関等」という。）及び本府省内部部局の駐在機関等

2 収録機関等の記載順序

各府省について、内閣、次いで国家行政組織法別表第一に掲げられた順に記載し、同一府省の機関については地方支分部局、施設等機関等、本府省内部部局の駐在機関の順とし、それぞれの区分の中では各府省設置法（関係政省令を含む。）に掲げられた順とした。

3 収録事項

機関等名、郵便番号、所在地、電話番号、FAX番号、URL（ホームページアドレス）、設置根拠、所掌事務、管轄区域、組織、情報公開・個人情報保護窓口、相談・案内窓口、電子申請制度窓口、モニター制度窓口及び窓口取扱時間

4 収録機関等の表示方法

(1) 機関等名

収録機関等のうち、北海道内に下部機関を有するものについては、最上位の機関の下に当該下部機関を一括表示した。

なお、収録機関等の組織上の位置を明らかにするため、北海道外に所在する上部機関についても、原則として（ ）書きで表示した。

(2) 設置根拠

当該機関等（下部機関を含む。）の設置根拠となる法律、政令、省令、告示等の名称及び条項を記載した。

(3) 所掌事務

機関等ごとに簡潔に記載した。

(4) 管轄区域

機関等ごとに管轄区域を記載した。

なお、管轄区域が北海道の区域を越えている場合には、越える区域について（ ）書きで表示した。

(5) 組織

ア 「——」は、当該機関等、当該機関の下部機関及び施設等機関等の内部組織（原則として、課又はこれに準ずる室・官以上の組織に限る。）であることを示す。

イ 「……………」は、下部機関であることを示す。

ウ 「-……-」は、施設等機関等であることを示す。

エ 「-----」は、当該機関の上部機関が北海道外に所在することを示す。

オ 同種並列の機関が複数ある場合には、総称名を表示し、当該総称名の右側又は上下部に個別の名称あるいは設置数をアラビア数字により（ ）書き、又は別表で表示した。

5 作成時点

平成24年10月1日現在